

## 特定事業「内閣府新庁舎（仮称）整備等事業」の概要

### 1. 公共施設等の管理者等

内閣総理大臣 安倍 晋三  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

### 2. 事業期間

事業契約の締結日から令和22年3月31日まで（約19年間）

### 3. 施設概要

所在地 : 東京都千代田区永田町1-6-1 他  
敷地面積 : 17,409.77 m<sup>2</sup>  
新庁舎の規模 : 約23,681 m<sup>2</sup>  
入居予定官署 : 内閣官房、内閣府

### 4. 業務内容

内閣府新庁舎（仮称）の施設整備業務及び維持管理・運營業務、内閣府庁舎A棟及び中央合同庁舎第8号館の改修整備業務及び維持管理・運營業務等を実施する。

### 5. 客観的評価の概要

本事業は、PFI事業として実施することにより、定量的評価および定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。また、実施方針公表後の事業者からの意見招請の結果からも、十分に実効性があるものと判断される。

以上により、本事業をPFI法第7条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

### 6. 今後のスケジュール（予定）

入札公告	令和2年4月頃
第一次審査資料の受付	令和2年5月頃
第二次審査資料の受付	令和2年9月頃
民間事業者の選定	令和2年11月頃
事業契約の締結	令和3年1月頃